

(別紙4)

燕市水道事業基本計画策定業務に係る プロポーザル方式審査要領

1 審査の概要及び基準

(1) 審査の概要

「燕市水道事業基本計画策定業務プロポーザル方式選定委員会」(以下「選定委員会」という。)において、プレゼンテーション及びヒアリングにより企画提案書等の内容を下記の要領で審査し、優先交渉先を選定する。

(2) 審査基準

審査項目は、別表1「燕市水道事業基本計画策定業務に係るプロポーザル方式審査基準」のとおりとする。

2 審査方法

(1) 選定委員会を開催し、参加者の企画提案書、プレゼンテーション及びヒアリングの内容に基づき本業務の要求する趣旨をどの程度理解し、提案しているか審査採点(100点満点)を行い、最も評価点が高い事業者を優先交渉先を選定し、2番目に評価点が高い事業者を次点交渉先を選定する。

(2) 最も評価点が高い事業者が複数ある場合は提案見積額の低い者を優先交渉先を選定する。

(3) 提案見積額が同額の場合はくじにより優先交渉先を選定する。

3 審査対象とする書類

(1) 企画提案書

(2) 提案見積書及び積算内訳書

(3)

4 プレゼンテーション及びヒアリング

(1) 開催日時

平成27年11月9日(月) (予定) ※時間は別途通知する

(2) 実施内容・時間配分

① 実施は受付順により決定する。

② 1事業者40分とする。その内訳は、準備(5分)、プレゼンテーション(15分)、ヒアリング(15分)、後片付け(5分)とする。

③ 時間管理は各項目1分前と終了時にベルを鳴らす。

(3) 出席者

各参加者5名以内とする。なお、プレゼンテーションを行う者は、本業務実施体制に加わる者とする。

(4) その他

プロジェクタ及びスクリーンは事務局で用意する。

(別表1)

燕市水道事業基本計画策定業務に係るプロポーザル方式審査基準

1 評価項目・点数配分表

審査項目		審査の視点	点数配分	点数配分小計
企画提案No.1		将来的な配水量の減少は施設利用率の減少につながり、施設能力と必要能力の差が年々拡大し続け効率的な施設更新ができない。一方、非常時(地震・水害・原水高濁度・原水水質事故等)における断水・減水の影響を極力少なくするような施設整備の在り方が求められるとき、本市においてはどのような方法によりこれを検討するか。また、複数の検討案をどのように比較評価を行うか	40点	40点
企画提案No.2		「企画提案No.1」のほか、本業務の策定にあたり、本市の課題を挙げたうえで、提案者が独自に効果的と考える提案があるか(複数提案可・3点まで)	30点	30点
説明・質疑 応答	プレゼンテーション	企画提案書に基づき、図表などを用いてわかりやすく簡潔に説明をしているか	5点	10点
	ヒアリング	質問者の意図を把握し、質問内容に明確に答えているか	5点	
企業	業務実績	過去に同種業務の受託実績があるか	2点(注)	10点
	実施体制	照査体制を含む業務実施に必要な体制が提案されているか	4点	
		配置予定の担当技術者及び管理技術者が技術士(上下水道部門)資格があるか	2点(注)	
		配置予定の照査技術者が技術士(上下水道部門及び総合技術管理部門)資格があるか	2点(注)	
価格		見積限度額に対する提案見積額	10点	10点
合計			100点	100点

(別表1)

燕市水道事業基本計画策定業務に係るプロポーザル方式審査基準

2 評価項目・点数配分に対する係数表

評価区分	評価	係数
A	優秀である／高度な能力を有している	1.0
B	満足できる／十分な能力を有している	0.8
C	平均的である	0.6
D	物足りなさを感じる／能力が若干乏しい	0.4
E	満足できない／能力が乏しい	0.2
F	評価の対象外	0.0

※審査の採点は、「1 評価項目・点数配分表」に示す各項目の点数に、「2 評価項目・点数配分に対する係数表」に示す係数を乗じて算出するものとする。

※選定委員会の各委員が採点した点数の平均値を、提案者の点数とする。この場合において、平均値は、少数第1位止め(少数第2位を四捨五入したもの)とする。

※価格評価点は、「点数配分×(1－提案見積額／見積限度額)」の式で算出し、少数第1位止め(少数第2位を四捨五入したもの)とする。

※「1 評価項目・点数配分表」に示す点数配分欄に「(注)」とある項目は、「2 評価項目・点数配分に対する係数表」の評価区分を、AもしくはFのみとする。